

湖西市告示第 70 号

湖西市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 23 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

湖西市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱(平成 29 年湖西市告示第 96 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 号中「介護保険法」の次に「(平成 9 年法律第 123 号)」を加える。

第 3 条第 2 項中「第 4 条第 1 項第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に、「第 4 条第 1 項第 3 号」を「同項第 3 号」に、「第 4 条第 1 項第 4 号」を「同項第 4 号」に、「第 4 条第 1 項第 5 号」を「同項第 5 号」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

事業の区分	事業の内容	対象施設	単位	基準単価
地域密着型サービス等整備助成事業	施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所であって、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要領(平成 27 年福介第 335 号静岡県健康福祉部長通知。以下「県交付要領」という。)に定める要件を満たすもの	定員 1 人当たり	5,530,000 円 (県交付要領に定める施設との合築又は併設を行う場合にあっては、定員 1 人当たり 276,500 円を加算する。)
		(2) 小規模介護老人保健施設	1 施設当	69,200,000 円

<p>であって、県交付要領に定める要件を満たすもの</p>	<p>たり</p>	<p>(県交付要領に定める施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり 3,460,000 円を加算する。)</p>
<p>(3) 小規模介護医療院</p>	<p>1 施設当たり</p>	<p>69,200,000 円 (県交付要領に定める施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり 3,460,000 円を加算する。)</p>
<p>(4) 小規模養護老人ホームであって、県交付要領に定める要件を満たすもの</p>	<p>定員 1 人当たり</p>	<p>2,960,000 円 (県交付要領に定める施設との合築又は併設を行う場合にあっては、定員 1 人当たり 148,000 円を加算する。)</p>
<p>(5) 小規模軽費老人ホームであって、県交付要領に定める要件を満たすもの</p>	<p>定員 1 人当たり</p>	<p>5,530,000 円 (県交付要領に定める施設との合築又は併設を行う場合にあっては、定員 1 人当たり 276,500 円を加算する。)</p>
<p>(6) 認知症高齢者グループホーム</p>	<p>1 施設当たり</p>	<p>41,500,000 円 (県交付要領に定める施設との合築又は併設を</p>

		行う場合にあつては、1 施設当たり 2,075,000 円を加算する。)
(7) 小規模多機能型居宅介護事業所であつて、県交付要領に定める要件を満たすもの	1 施設当たり	41,500,000 円 (県交付要領に定める施設との合築又は併設を行う場合にあつては、1 施設当たり 2,075,000 円を加算する。)
(8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設当たり	7,330,000 円 (県交付要領に定める施設との合築又は併設を行う場合にあつては、1 施設当たり 366,500 円を加算する。)
(9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、県交付要領に定める要件を満たすもの	1 施設当たり	41,500,000 円 (県交付要領に定める施設との合築又は併設を行う場合にあつては、1 施設当たり 2,075,000 円を加算する。)
(10) 認知症対応型通所介護事業所	1 施設当たり	14,800,000 円 (県交付要領に定める施設との合築又は併設を行う場合にあつては、1 施設当たり 740,000 円

		を加算する。)
(11) 介護予防拠点	1 施設当 たり	11,000,000 円 (県交付要領に 定める施設との 合築又は併設を 行う場合にあっ ては、1 施設当 たり 550,000 円 を加算する。)
(12) 地域包括支援センター	1 施設当 たり	1,480,000 円 (県交付要領に 定める施設との 合築又は併設を 行う場合にあっ ては、1 施設当 たり 74,000 円 を加算する。)
(13) 生活支援ハウス	1 施設当 たり	44,100,000 円 (県交付要領に 定める施設との 合築又は併設を 行う場合にあっ ては、1 施設当 たり 2,205,000 円を加算する。)
(14) 緊急ショートステイ	定員 1 人 当たり	1,480,000 円 (県交付要領に 定める施設との 合築又は併設を 行う場合にあっ ては、定員 1 人 当たり 74,000 円を加算する。)
(15) 施設内保育施設であつ て、県交付要領に定める要件	1 施設当 たり	14,800,000 円 (県交付要領に

		を満たすもの		定める施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり740,000円を加算する。)
		(16) 小規模介護付きホーム	定員1人 当たり	5,530,000円 (県交付要領に定める施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり276,500円を加算する。)
	空き家を活用し、かつ、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業	(1) 認知症高齢者グループホーム (2) 小規模多機能型居宅介護事業所であって、県交付要領に定める要件を満たすもの (3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、県交付要領に定める要件を満たすもの (4) 認知症対応型通所介護事業所	1施設 当たり	11,000,000円
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	創設し、増床し、改築し、又は増改築する施設の開設準備に係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模軽費老人ホームであって、県交付要領に定める要件を満たすもの	定員1人 当たり	1,036,000円
		(5) 小規模養護老人ホーム	定員1人	520,000円

		当たり	
	(6) 認知症高齢者グループホーム	定員 1 人 当たり	1,036,000 円
	(7) 小規模多機能型居宅介護事業所	宿泊定員 1 人当 たり	
	(8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	(9) 小規模介護付きホーム	定員 1 人 当たり	
	(10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設当 たり	17,400,000 円
	(11) 訪問看護事業所であつて、県交付要領に定める要件を満たすもの	1 施設当 たり	5,200,000 円
	(12) 施設内保育施設であつて、県交付要領に定める要件を満たすもの		
大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT の導入に係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所	定員 1 人 当たり	520,000 円
	(2) 小規模介護老人保健施設		
	(3) 小規模介護医療院		
	(4) 小規模軽費老人ホームであつて、県交付要領に定める要件を満たすもの		
	(5) 認知症高齢者グループホーム		
	(6) 小規模多機能型居宅介護事業所	宿泊定員 1 人当 たり	
	(7) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	(8) 小規模介護付きホーム	定員 1 人 当たり	
	(9) 定期巡回・随時対応型訪	1 施設当	8,640,000 円

		問介護看護事業所	たり	
		(10) 小規模養護老人ホーム	定員 1 人 当たり	260,000 円
		(11) 施設内保育施設であつて、県交付要領に定める要件を満たすもの	1 施設当 たり	2,600,000 円
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	特別養護老人ホーム（多床室に係る部分に限る。）をプライバシーの保護のため改修する事業であつて、県交付要領に定める要件を満たすもの	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所	定員 1 人 当たり	906,000 円
	介護施設等における看取り環境の整備に係る事業であつて、県交付要領に定める要件を満たすもの	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模養護老人ホーム (5) 小規模軽費老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 小規模介護付きホーム	1 施設当 たり	4,330,000 円
介護施設等における新	簡易陰圧装置の設置に	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム	1 台当 たり	5,340,000 円

<p>型コロナウ イルス感染 拡大防止対 策支援事業</p>	<p>係る事業</p>	<p>(2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業所 (14) 生活支援ハウス</p>		
	<p>ユニット型 施設の各 ユニットへ の玄関室 設置による ゾーニング に係る事業 であって、 県交付要領 に定める要 件を満たす もの</p>	<p>(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム</p>	<p>1 か所当 たり</p>	<p>1,240,000 円</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業所 (14) 生活支援ハウス 		
従来型個室・多床室のゾーニングに係る事業であって、県交付要領に定める要件を満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業所 (14) 生活支援ハウス 	1 か所当たり	7,410,000円
家族面会室の整備に係る事業であって、県交付要領に定める要件を	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 	1 施設当たり	4,330,000円

満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業所 (14) 生活支援ハウス 		
多床室の個室化に要する改修に係る事業であって、県交付要領に定める要件を満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模養護老人ホーム (5) 小規模軽費老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 小規模有料老人ホーム (10) 小規模短期入所生活介護事業所 (11) 生活支援ハウス 	定員 1 人 当たり	1, 220, 000 円

備考

- 1 地域密着型サービス等整備助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（特別養護老人ホ

ームをプライバシーの保護のため改修する事業に限る。)における整備区分

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること（空き家等の既存建物又は地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設を整備する事業を含む。）。
増床	既存の施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	<p>既存の施設を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たな施設を整備すること（一部改築を含む。）。</p> <p>※1 取壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>※2 既存施設を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設を取り壊すかどうかは問わない。</p> <p>※3 改築に当たり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。</p>
増改築	<p>既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備することに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること（一部増改築を含む。）。</p> <p>※1 取壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>※2 既存施設を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設を取り壊すかどうかは問わない。</p>
大規模修繕	<p>本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次のいずれか（大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に係る事業にあつては、(1)又は(2))に該当する整備をすること。</p> <p>(1) 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修工事が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</p> <p>(2) 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防設備等付帯設備の改造工事</p> <p>(3) 気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事</p>

	<p>(4) 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</p> <p>(5) 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等又はアスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</p> <p>(6) 消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備</p> <p>(7) 豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備</p> <p>(8) 県又は市町が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</p> <p>(9) 施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等施設等の基盤整備を図るための改修工事</p> <p>(10) 特に必要と認められる上記に準ずる工事</p> <p>※一定年数は、おおむね 10 年とする。</p>
--	---

2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（特別養護老人ホームをプライバシーの保護のため改修する事業を除く。）における整備区分

整備区分	整備内容
転換創設	既存の施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
転換改築	既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
転換改修	既存の施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

別表第 2（第 3 条関係）

1 地域密着型サービス等整備助成事業

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率（額）
施設を創設し、増床し、改築し、又	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期	静岡県計画及び湖西市計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に	別表第 1 に掲げる基準単価（別表	補助対象経費の実支出額と補助基

<p>は増改築する事業</p>	<p>入所生活介護事業所 (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模養護老人ホーム (5) 小規模軽費老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 認知症対応型通所介護事業所 (11) 介護予防拠点 (12) 地域包括支援センター (13) 生活支援ハウス (14) 緊急ショートステイ (15) 施設内保育施設 (16) 小規模介護付きホーム</p>	<p>整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費</p>	<p>第3区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類の対象施設が静岡県計画に記載される場合は、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたもの)により算出された額</p>	<p>準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以内</p>
<p>空き家を活用し、かつ、</p>	<p>(1) 認知症高齢者グループホーム</p>	<p>(5) 施設整備に係る経費</p>		

施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業	(2) 小規模多機能型居宅介護事業所 (3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (4) 認知症対応型通所介護事業所	(6) その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費		
--------------------------	---	---------------------------------------	--	--

2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
創設し、増床し、改築し、又は増改築する施設の開設準備に係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模養護老人ホーム (5) 小規模軽費老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 小規模介護付きホーム (10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	静岡県計画及び湖西市計画に基づいて整備する施設等の円滑な開設、既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費又は委託料であって、県交付要領に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他施設開設準備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表第1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨

	(11) 訪問看護事業所 (12) 施設内保育施設		てるものとする。) 以内
大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模軽費老人ホーム (5) 認知症高齢者グループホーム (6) 小規模多機能型居宅介護事業所 (7) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 小規模介護付きホーム (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (10) 小規模養護老人ホーム (11) 施設内保育施設	静岡県計画及び湖西市計画に基づく施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費であつて、県交付要領に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	

3 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率 (額)
特別養護老	地域密着型特別養護	静岡県計画及び湖西市計	別表第1に	補助対象経

<p>人ホーム (多床室に係る部分に限る。)を プライバシーの保護のため改修する事業</p>	<p>老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所</p>	<p>画に基づく施設等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 既に実施している事業に係る経費</p> <p>(2) 他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費</p> <p>(4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費</p>	<p>掲げる基準単価(別表第3区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合は、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたもの)により算出された額</p>	<p>費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以内</p>
--	-------------------------------	---	--	---

		(5) その他ユニット化等の改修に関する事業として適当と認められない事業に係る経費		
介護施設等における看取り環境の整備に係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模養護老人ホーム (5) 小規模軽費老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 小規模介護付きホーム	静岡県計画及び湖西市計画に基づく看取り環境の整備に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）、需要費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既の実施している事業に係る経費 (2) 他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費		

		<p>費</p> <p>(4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費</p> <p>(5) その他看取り環境整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>	
--	--	---	--

4 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率 (額)
簡易陰圧装置の設置に係る事業	<p>(1) 地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 小規模介護老人保健施設</p> <p>(3) 小規模介護医療院</p> <p>(4) 小規模療養型医療施設</p> <p>(5) 小規模養護老人ホーム</p> <p>(6) 小規模軽費老人ホーム</p> <p>(7) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(8) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(10) 小規模有料老人ホーム</p> <p>(11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅</p>	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費について要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(2) その他簡易陰圧装</p>	<p>別表1に掲げる基準単価により算出された額。ただし、市長が認められた額を上限とする。</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未</p>

	<p>(12) 小規模短期入所生活介護事業所</p> <p>(13) 小規模短期入所療養介護事業所</p> <p>(14) 生活支援ハウス</p>	<p>置設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>		<p>満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。) 以内</p>
<p>ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニングに係る事業</p>	<p>(1) 地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 小規模介護老人保健施設</p> <p>(3) 小規模介護医療院</p> <p>(4) 小規介護模療養型医療施設</p> <p>(5) 小規模養護老人ホーム</p> <p>(6) 小規模軽費老人ホーム</p> <p>(7) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(8) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(10) 小規模有料老人ホーム</p> <p>(11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(12) 小規模短期入所生活介護事業所</p> <p>(13) 小規模短期入所療養介護事業所</p> <p>(14) 生活支援ハウ</p>	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(2) その他感染拡大防止のためのゾーニング環境等整備に関する事業として適当と認められない事業に</p>	<p>別表1に掲げる基準単価により算出された額</p>	

	ス	係る経費	
従来型個室・多床室のゾーニングに係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業所 (14) 生活支援ハウス		
家族面会室の整備等に係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設		

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業所 (14) 生活支援ハウス 			
<p>多床室の個室化に要する改修に係る事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模養護老人ホーム (5) 小規模軽費老人ホーム 	<p>多床室の個室化に要する改修に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、</p>		

	<p>人ホーム</p> <p>(6) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(7) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(9) 小規模有料老人ホーム</p> <p>(10) 小規模短期入所生活介護事業所</p> <p>(11) 生活支援ハウス</p>	<p>旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(2) その他多床室の個室化に要する改修に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>	
--	---	---	--

別表第3中

「

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設(取壊し費用含む。)を整備するもの

」

「

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設(取壊し費用含む。)を整備するもの

」

を

に改める。

様式第12号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(湖西市要綱で定める様式における押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

- 2 湖西市要綱で定める様式における押印の取扱いの特例に関する要綱(令和5年湖西市告示第158号)の一部を次のように改正する。

別表湖西市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱(平成29年湖西市告示第96号)の項を削る。